



第30号
3月1日
2002年

発行所
岡山大学職員組合
〒700-8530 岡山市津島中2-1-1
電話 086-252-1111 (代)
(内線) 7168
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ http://hb4.seikyounet.jp/home/ODUnion/ メールアドレス ODUnion@mb4.seikyounet.jp

岡山大学長

河野伊一郎 殿

岡山大学職員組合

執行委員長 加藤謙司

「教職員の身分」に関する緊急要望書

貴職が岡山大学の教育・研究・医療の充実と教職員の待遇改善のために日頃から尽力されていることに敬意を表します。

さて、文部科学省の「国立大学の独立行政法人化に関する調査検討会議」は、3月の「最終報告」に向けて検討をすすめています。その中で「教職員の身分の扱い」が重要な焦点の一つとなっており、「非公務員型」への急激な流れが形成されつつあります。1月25日の調査検討会議連絡調整委員会において配布された資料「法人化後の職員身分に関する主な意見」では、経済財政諮問会議、総合規制改革会議などの政府関係機関、経団連、政党、新聞社などいずれも「非公務員化」を主張する意見を掲載し、「公務員型」を主張する意見として掲載されたのは全大教（全国大学高等教職員組合）の意見書一つにすぎません。国大協の提言などは「その他」として扱われています。

尾身科学技術担当相が「国立大学も非公務員型にして競争させたい。学生が集まるかどうかで自然淘汰する。」（11月19日産学官連携サミット）と発言し、1月25日閣議決定された経済財政諮問会議の「構造改革と経済財政の中期展望」が「民営化及び非公務員化を含め民間的発達の経営手法を導入」することを求めているなど、政府も「非公務員化」を強く主張しています。

国立大学は、私立大学と異なる存在意義を認められているが故に「国を設置者」としてのことから、公務員であることが適切であると考えられますが、とりわけ「教育公務員特例法」による身分保障は、自律的な研究教育活動を行う上で欠くことのできないものであります。国立大学教員の身分保障の根幹が揺らぐことになれば、それに準拠している私立大学、したがって日本の学問全体の基盤が崩されることになると考えられます。

「非公務員化」を主張する人たちは、企業との兼業やベンチャー企業の立ち上げなどへの制度的制約を指摘していますが、これらは公務員制度の下でも可能であり現在のそのためのさまざまな措置が進められてきています。自由な採用や能力・実績に応じた処遇についても（その導入の是非については多くの議論のあるところですが）「公務員型」でかなりの程度は実施可能であり、「非公務員型」を主張する根拠にはなりません。非公務員化は、結局教職員身分の法的保障を剥奪し、国立大学の人事管理を各大学の裁量にゆだねることにより、経営面での民間的手法と相俟って、大学を全面的に市場原理・経済原理にさらすことにより、「民営化」への道ならしをするものとしか考えられません。

学長におかれましては、教職員に雇用の不安定化をもたらし、大きな不安と混乱を引き起こすことになる「非公務員化」に反対し、国大協などをつうじてご尽力くださいますようお願いいたします。

教職員組合要望書

教職員の身分に関する緊急要望書

調査検討会議の「非公務員型」に関する抗議

「非公務員型」問題で「要望書」に基づき文部科学省と「折衝」 「最終報告素案」に基づく説明に対し、「公務員型」等を強く主張

三月六日までに「調査検討会議」の全委員から「最終報告素案」に対する意見を求めること、「最終報告」の公表は三月二十六日頃の予定とのこと、事態は緊急の度を加えてきました。左は森田書記長からの委員長宛連絡を、ほぼそのまま採録したものです。全力あげて「公務員型」を実現し、大学の自主性・自律性確保のために闘いましょう。

散歩道

青い空からあられの
ような雪が舞ってくる。
久しぶりの寒気団が、
西日本にも張り出して
きた。
紅梅は、吹き募る寒
風の中にも、凜として
たじろぐふうもない。
陽光に誘われて咲き
出した白梅は、北風に
煽られて、花びらが吹
きちぎれそうだ。
公民館横の斜面に広
がる梅林の白梅が一斉
に身を震わせている様
はいささか哀れ。

白梅の
花びら揺らす
戻り寒

ただそれは、実のと
ころ、草木の実際に疎
いものの勝手な感傷か
もしれない。
華奢なように見えて
その実逞しく強い女性
のことを考えれば、不
思議でも何でもはない。
脆く毀れるのではない
かと氣遣うのは、男の
側の思いこみだ。
白梅の花びらも、北
風くらいで吹きちぎれ
たりすることは、滅多
にない。揺れて揺れて、
しかし、がっちりとう
を捉えて離さない。
花弁が萼から飛散す
るとき、そこには、も
う小さいながら梅の実
が残されてているので
ある。

教職員の身分は「公務員型」を

大学の自主性・自律性確保へ

全大教は、2月22日、文部科学省「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」の連絡調整委員会の事務局である文部科学省大学改革推進室杉野室長と緊急に会い、『新しい国立大学法人』像について(案)、「最終報告素案」の内容について説明を求めるとともに、その問題点をたしました。

杉野室長は、2月21日の連絡調整委員会で、「最終報告素案」が配布され、昨年9月の「中間報告」で、「最終報告」に向けた主な検討課題とされていた「教職員の身分の扱い」「運営組織の在り方」「中期目標の作成手続き」等について基本的方向が出されたとして、以下の説明を行いました。

1. 「教職員の身分の扱い」について、「諸規制の大幅な緩和と大学の裁量の拡大」という観点から、教職員の身分は「非公務員型」とすることが適当であること。その際、法人への移行職員が不利益を被らないよう、退職手当、医療保険・年金、宿舍などについて法的措置を講じること、大学が、共同して採用試験・研修を実施するための具体的方策の検討、円滑な人事交流の方策についての検討が必要であるとしています。また、「非公務員型」に伴い、教育公務員特例法が法的に適用されないことについて、憲法上保障されている学問の自由に由来する「大学の自治」の基本は、教員人事を大学自身が主体的に行うことであり、具体的には、教員等の人事に関する基準・手続き等は、大学内部の規則として定めるとしています。
2. 「運営組織の在り方」については、具体的には、以下のような運営組織ととしています。
 - (1) 主に教学面に関する重要事項や方針を審議する評議会(仮称)と並んで、主に経営面に関する重要事項や方針を審議する運営協議会(仮称)を設け、そこに相当程度の学外の有識者を参画させる。(2) 学長は、経営面に関する運営協議会(仮称)の審議と、教学面に関する評議会(仮称)の審議を踏まえ、最終的な意思決定を行う。
 - (3) ただし、特定の重要事項については、学長の意思決定に先立ち、役員会(仮称)(監事を除く役員(学長・副学長)で構成し、学外者を含む)の議決を経る。
3. 「中期目標の作成手続き」については、「中期目標については、大学の教育研究の自主性・自律性を尊重する観点から、あらかじめ各大学が文部科学大臣に中期目標の原案を提出し、文部科学大臣は、これを十分に尊重し、大学の教育研究等の特性に配慮しつつ、また、国の高等教育・学術研究に係るグランドデザイン等や各大学の定める長期目標との整合性に留意して、中期目標を策定する。」としています。
4. また、杉野室長は3月6日の連絡調整委員会までに「調査検討会議」の全委員から「最終報告素案」に対する意見を求めること、「最終報告」の公表は3月26日頃の予定であることも明らかにしました。

これに対し、全大教は、「調査検討会議における『最終報告』へ向けての『教職員の身分の扱い』等に関する検討作業に対する要望書」に基づき、「非公務員型」の問題点を明らかにし、「教職員の身分は公務員型とし、教員については、教育公務員特例法を適用すること」をはじめ、大学の自主性・自律性を高める立場から、制度設計の再検討を強く要求しました。また、その立場から改めて会見することも求めました。

全大教、各単組では、「最終報告素案」の分析・批判をすすめつつ、この間の全大教通知等に基づき、要求打電、学長への要望書提出・会見、宣伝、緊急集会、国会請願署名等のとりくみを強化します。また、今後のとりくみについては、あらためて中央執行委員会で検討し、第25回臨時大会で意思統一を図ることにしています。